

## 令和5年度愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会 議事録

### 日時

令和5年8月1日(火) 14:34~16:40

### 場所

松山若草合同庁舎共用大会議室  
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

### 出席者

#### 公益代表委員

森本部長、井上部会長代理、宮谷委員

#### 労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員

#### 使用者代表委員

小野委員、小池委員、八塚委員

#### 事務局

岡本労働基準部長、三好賃金室長、河端賃金係長

### 議題

- 1 開 会
- 2 部会長及び部会長代理の選出について
- 3 会議の公開について
- 4 資料説明について
- 5 金額審議
- 6 その他
- 7 閉 会

### 議事

#### 賃金室長

専門部会の皆様には、本審に引き続きの審議となりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は第1回目の専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選任されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定め

る定足数に達しており、本日の専門部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の専門部会には傍聴者がおられます。傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、議事項番2の「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長は、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」こととなっておりますが、これまでの慣例として、公益委員の皆様に一任させていただいてきましたが、よろしいでしょうか。

(一同同意)

賃金室長

それでは、公益委員の皆様で、部会長及び部会長代理の選任について御協議いただきたいと思いますので、よろしくようお願いいたします。

(公益委員で協議)

森本委員

公益委員で協議した結果、部会長は、私、森本、部会長代理は、井上委員ということになりました。

皆様、御同意いただけますでしょうか。

(一同同意)

森本委員

ありがとうございます。

賃金室長

それでは、本年度の愛媛県最低賃金専門部会の部会長は森本委員、部会長代理は井上委員と決定しましたので、以後の議事進行を、森本部会長をお願いいたします。

(森本委員と井上委員の席札の横に、部会長、部会長代理の席札を置く)

森本部会長

それでは、簡単に御挨拶をさせていただきます。部会長を務めさせていただきます、森本でございます。

各委員の皆様には、物価の高騰や当県の事情で言いますと、ランクの変更など、様々

な状況を踏まえた上での今後の審議となります。労使それぞれの立場から非常に難しい御判断をいただかなければならないこともあろうかと思いますが、審議日程も限られておりますので、円滑に審議が進められますように、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは議事次第に従って、議事を進めます。

議事項番3「会議の公開について」に入ります。

これまで、愛媛地方最低賃金審議会の専門部会の審議においては、公開となると、率直な意見交換がしづらくなるなど、審議に支障が生じるという御意見を、各側委員から頂戴しているところをごさいます、具体的な金額審議を行う場合は公開しないという取り扱いとしてきました。

愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程第6条に公開する規程がありますが、具体的な金額審議に当たりましては、「各事業所の経営のデータに関する事項」、「個人の労働者の待遇にかかわる事項」など個々の企業や労働者に係る具体的な情報を提示しながらの審議となりますので、「これは企業経営上の重要な情報だから出せません」ということでは、核心を突いた意見を出すことが難しく、率直かつ円滑な部会の運営の妨げになるといえます。

しかしながら、本年にとりまとめられた、中央最低賃金審議会における「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえた上で、公労使三者が集まって審議を行う部分については、公開することが適当との結論に至っていることから、当専門部会において行う、公労使三者が揃う審議については、基本的に公開することといたしたいと考えます。なお、三者がそろわなくても採決時など、会長、部会長が必要と判断した場合には、非公開とし、さらに、公労協議、公使協議など、具体的な金額審議については、非公開としたいと考えております。

委員の皆様、公開に関する取扱いについて御意見などございませんでしょうか。

(意見等なし)

森本部会長

公労使三者が揃う部分に関しては公開、公労協議、公使協議といった具体的な金額協議については、非公開となります。

それでは、御同意いただけましたので、当専門部会につきまして、公労使三者構成となる審議については、原則、公開とする取扱いといたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の専門部会では、公労、公使協議で行う金額審議の時点で、非公開とし傍聴者の方には退席をお願いすることとなりますので、御留意願います。

また、次回以降の専門部会につきましても、開会時や公開可能な資料の説明、また、次回開催日程の説明などの開会時は三者構成となりますので、この部分については公開といたしますが、2者間協議となる金額審議は、非公開となりますので、合わせて、御留意いただきたいと思います。

続きまして、議事項番4「資料説明」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

#### ○労働基準部長

愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会資料を御用意ください。私の方からは、資料127ページまでを御説明したいと思います。

こちらの資料の方は、先ほど答申の説明でも一部添付しておりましたが、4回目までの目安小委員会で配布された資料となっております。この中で今後の審議に必要であるとか、我々事務局で御紹介した方がいいかと思うところをピックアップして御説明したいと思います。その他の部分は、各委員の方で御確認いただければありがたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

資料の3ページからは「主要統計資料」となっていますが、まず19ページを御覧いただければと思います。こちらが連合や経団連の賃上げの状況でございます。先ほどの答申のところでも、賃上げということでピックアップした資料が添付されておりましたが、その元データはこちらです。

そして19ページの下に連合の有期労働契約の方々の賃上げ状況で、表の加重平均で5.01%という数字になっております。これが答申の中で、「非正規の方、パートの方が5%上がった実績があります」と引用された数字になっております。

右側が先ほどの答申にもありました経団連の大手と中小企業の賃上げ率が、3.91%と2.94%ということが、こちらの方で示されているところでございます。

次に資料の24ページを御覧いただければと思います。こちらの方が最低賃金に関する基礎調査による地域別最低賃金の約10年間の未満率と影響率の推移ということで、加重平均に対してどれくらい未満率、影響率があるのかというもので、例えば、最新の令和4年ですと、961円の加重平均の最賃に対して、19.2%の影響率が出ていることでございます。資料25ページが同様に賃金構造基本統計調査の集計に基づく、未満率、影響率ということで、こちらの方の4年は、影響率が6.9%でございます。先ほどの基礎調査が19.2%で、こちらの賃金構造基本統計調査が6.9%と、約3割くらい違いますが、賃金構造基本統計調査は企業規模の上限がないものであります。先ほどの基礎調査は30人未満、製造業は100人未満という上限を設けているものです。

いわゆる中小企業の実態が24ページの基礎調査の結果で、賃金構造基本統計調査の方は500人規模や1,000人規模のところも入っているので、影響率が低くなることが読み取れるところであります。

資料 41 ページ目からは、都道府県別の統計資料が添付されているところがございます。地賃での審議はこの辺りの資料が特に参考になるものと考えております。

その中で 46 ページと 47 ページを御覧いただければと思います。

46 ページは、パートタイム労働者の募集賃金の平均額で、47 ページが募集賃金の下限額ということで、愛媛県では平均が令和 4 年で 1,017 円、下限が令和 4 年で 969 円というようなハローワークの統計数値になりますが、この辺りも最低賃金審議にあたっての参考になる数値でないかと思っております。

資料 57 ページからが業務統計資料編ということで、こちらも都道府県別の様々なデータが添付されておりまして、その中で 62 ページを御覧いただければと思います。先ほど目安の答申のところでもお話ししたのですけれど、最賃の最高額と最低額の格差の推移ということで、平成 14 年からのデータが並んでいるところがございます。令和 4 年では、最高が東京の 1,072 円に対して、愛媛を含む最低が 853 円ということで、この比率が 79.6%でした。令和 5 年がもし目安通りですと、この数値が 80.1%になりますので、金額は開いているのですが、比率は縮小していますといった記載があったかと思っております。それはこのデータから答申の方に盛り込まれているということでございます。

次に資料の 67 ページを御覧ください。こちらの方は、令和 5 年賃金改定状況調査結果ということで、答申の方にも付いていましたが、こちらの方が大元のデータであり、特に使用者側委員の皆さんが重要視されている統計データと考えております。

資料の 72 ページからが第 4 表というところがございます。先ほどの答申のところでも何度も出ておりましたが、例えば 72 ページの一般、パートタイムを合わせた産業計ということで、表の左上の方に B ランクですと 2.0%、賃金上昇率は全体で 2.1%といった数値が中央の目安審議でも出ています。この辺を参考にさせていただき、74 ページの昨年から新たに設けられ、第 4 表 で盛り込まれた、去年も今年も居た人の賃金上昇率として B ランクが 2.4%、全てのランクを合わせた平均が 2.5%という数値であるということがわかります。

それから資料の 83 ページに最低賃金に関する基礎調査を元にした影響率と未満率の表がありますが、これは中小企業を中心にしておりますので、少し高めに出ております。

こちらは A , B , C , D の旧ランクで出ており、先ほど全体の加重平均が 19.2%ということでしたが、D ランクで見ますと 19.4%、A ランクで 20.4%と、旧のランク別で見るとこのような状況になっております。

次の 84 ページは、県別の未満率と影響率が令和 4 年の数値で出ております。愛媛県は昨年、実は過去最高の影響率になっているのですが、未満率 1.3%、影響率 13.4%ということになっております。これは低い方から 5 番目です。全国平均と比べると影響率が低い数値になっております。ちなみに一番高いのが神奈川県の影響率 26.7%で、二番目に高いのが青森県の影響率 25.3%ということで、A ランクの筆頭の神奈川県と昨年だと D ランクの下位の青森県が、影響率一位、二位で影響率が高くなっている県になってい

るという状況が読み取れます。

次に 87 ページからは賃金分布に関する資料になっております。96 ページが愛媛県の一般労働者と短時間労働者を合わせたものの累計となっております。これは、令和 4 年の賃金構造基本統計調査のデータでございますので、令和 3 年の時の最賃の状況を反映したデータということで、821 円付近に集まっているのと、金額の大きな境、分岐点として 900 円のところに固まっているのが読み取れます。その後 109 ページに愛媛の一般労働者の表、122 ページに短時間労働者に絞った分布データがありますので、御覧いただければと思います。

その他、日本全体や、世界経済の動きといった資料も付いてありますので、後ほど御確認いただけたらと思います。

主なところということで、以上、説明をさせていただきました。

#### 賃金室長

次に資料の 175 ページを御覧いただければと思います。愛媛の工業統計ということで、示している資料です。この「工業統計調査」は 2020 年をもって中止となっております。2022 年以降は「経済構造実態調査」に包摂されております。最新データは 2021 年、令和 3 年「経済センサス活動調査」(製造業)の結果を元にしております。

資料の 177 ページには、愛媛の経済指標を示しております。生産・公共工事・住宅着工の分野では、新設住宅着工戸数と建築着工床面積が前年比マイナスですけれども、公共工事請負金額は前年よりプラスを示しております。

消費・観光・物価の分野ですけれども、乗用車新規登録台数が普通車・軽自動車ともに前年比マイナスですけれども、百貨店・スーパー販売額やコンビニエンスストア商品販売額が前年より増加し、道後温泉旅館宿泊客数が前年より大幅に増加しております。

また、消費者物価指数についても前年より増加しており、2020 年を 100 とする基準指数よりも増加していることになっております。

次に雇用・企業倒産ですけれども、有効求人倍率は増加しており、新規求人数や新規求職者数も増加しており、企業倒産件数と負債額は減少しております。

次に金融・貿易の分野では、銀行預金残高、銀行貸出金残高、貿易輸出額、貿易輸入額いずれも前年より増加しております。

次に別冊の資料集ですけれども、表紙をめくって目次を見ていただければと思いますが、「愛媛県最低賃金の推移について」、「全国の最低賃金額について」、「愛媛の賃金実勢について」、「労働者の生計費について」、「類似の労働者の賃金について」、「生活保護と最低賃金について」、「求人倍率について」の資料をつけさせていただいております。

1 ページ目の資料 1、5 ページ目の資料 3、9 ページ目の資料 5 は、第 1 回本審の資料としてもお配りしておりますので、説明を割愛させていただきます。10 ページ目の資料は、4 ランク制の資料 5 を基に 3 ランク別に色を統一させて変更しております。

す。愛媛はBランクであります。目立つように緑色で表示させていただいており、紫色のCランクの13県の中に愛媛が紛れ込んでいます。これは、愛媛県を含む10県が853円の最低額となっているからであります。

3ページ目は、愛媛県最低賃金の令和3年までの年次別推移を採決状況まで掲載しておりますので、後で御確認いただけたらと思います。

11ページからは15ページは、令和3年の賃金構造基本統計調査結果をまとめたものです。

11ページの資料6は、男女別の月額賃金の推移、13ページの資料7と15ページの資料8は、年齢別、規模別の月額賃金を男女別にグラフにしたものです。

17ページの資料9のうち、17ページは松山市の標準生計費、18ページは、2020年（令和2年）を100とした消費者物価指数について、2018年からの数値を記載しております。2023年5月時点で総合物価指数は、4.5%上昇していることが分かります。

19ページの資料10は、愛媛県の短時間労働者の産業別の1時間単価グラフになり、最賃額との差額がわかるようになっています。

21ページの資料11は、愛媛県の初任給の状況を示しております。

令和2年以降は、通勤手当等の手当を含んだ額となっているため、額が上がっております。

23ページの資料12は、毎年お配りしております生活保護制度についての説明です。

25ページの資料13は、令和3年の愛媛県最低賃金821円と、生活保護との比較を計算したものです。

25ページの下欄に注意書きしておりますが、生活保護のデータは、令和3年度の18～19歳の単身者に適用されるものを使用しておりますが、そのうち、住宅扶助費は令和3年被保険者調査年次調査の実績値を用いております。

級地別人口は、令和2年の国勢調査結果により26ページのとおり集計しております。

これらをもとに生活保護を計算したところ、約95,746円となり、令和3年最低賃金額821円で計算した月額116,435円とを比較すると、約20,689円、最低賃金額の方が高くなり、1時間当たりで換算した、生活保護と比較した必要最低賃金額はマイナス146円となることで、「愛媛県最低賃金額が生活保護を上回る」という結果となりました。

27ページの資料14は、愛媛労働局発表の有効求人倍率を、地域別にまとめたものです。平成22年から増加していましたが、令和2年はコロナの影響もあって急激に下降し、令和3年はさらに減少しましたが、令和4年は、東中南予とも増加に転じております。

続きまして、別冊資料の「令和5年最低賃金に関する基礎調査の概要」です。

1ページの調査の概要の「1 趣旨」に記載されている通り、最低賃金基礎調査は、愛媛県最低賃金の改定決定に資するため、愛媛労働局において、県内の民間企業の賃金実態を毎年調査しているものです。

調査対象事業所は、平成 28 年経済センサスのデータを基本とし、おおむね 1 年に 1 度、行政情報などをもとに情報を更新した事業所一覧を「母集団」として使用し、製造業と第三次産業を中心に、主に小規模事業場を対象として実施しております。

項目 4 の「調査の内容」にありますように、令和 5 年 6 月 1 日現在雇用している労働者について、当該労働者が 6 月の所定労働日をすべて勤務した場合に支払われる基本給と割増賃金を除く手当、労働日数、1 日の労働時間数のほか、労働者の属性について回答を求め、1 時間当たりの賃金額の分布を集計しております。

項目 5 の「調査の集計」にありますように、令和元年度から賃金改定状況調査で得られたデータを集計に含めないこととなりました。

本年は 1,939 事業所に対し調査を行い、特定最低賃金が適される事業場を除き 1,383 事業所を地域別最低賃金対象としました。

地域別最低賃金対象の集計事業所数は、616 事業場数、集計労働者数は 4,858 名となっております。

次ページ以降に調査結果を添付しておりますけれど、2 ページ目は「特性値の推移」、「第 1・20 分位数と最低賃金額との差」、「未満率と影響率の推移」をお示ししております。

それではグラフを御覧ください。過去 5 年間の特性値の推移を「折れ線グラフ」で示しております。

中央値は、昨年から下降し、令和 5 年は 1,096 円となっております。

第 1・4 分位数は令和 2 年から上昇しており、令和 5 年は 920 円となっております。

第 1・10 分位数と第 1・20 分位数も令和 2 年から上昇を続けており、令和 5 年は 860 円、853 円と過去 5 年間で最高の特性値となります。

第 1・20 分位数は、最低賃金改正にあたって重視される数値ですが、近年は、改正後に最低賃金を下回る状況が続いております。

また、中央値と第 1・20 分位数の差が令和 2 年は 210 円でしたけれども、令和 4 年は 285 円と開きました。しかし、令和 5 年は、245 円の差に縮まっています。

次に(3)未満率と影響率の推移を御覧ください。

影響率は、令和 2 年は前年より 3 円の引上げだったため、6.5%と下がりましたが、令和 3 年は、引上額が 28 円となったことも影響し、12.8%と大幅な上昇となりました。令和 4 年も過去最大の引上額となったことから、影響率は 13.4%となり前年に引き続き高い影響率となっております。

未満率も令和元年は 2.2%と高めでしたが、令和 3 年と 4 年は、1.3%と過去 5 年間で低い値でしたが、令和 5 年は 1.5%と上昇しております。

資料 3 ページ以降には総括表をつけております。

総括表は「規模別」と「男女別」をまとめたものの 2 種類が、それぞれ 3 枚ございます。現行最低賃金額の 853 円から 904 円までは 1 円刻みで労働者の分布を示しています。



904 円から 910 円は 6 円、910 円から 1,000 円までは 10 円刻み、1,100 円からは 100 円刻みで労働者の分布を示しております。

総括表は、金額欄の上段に、復元された 172,818 人に対して、金額の低い階層から母集団当たりの累積労働者数が表示されております。下段は、同様に累積割合が%で示されております。

資料の 5 ページと 8 ページにある総括表の 3 枚目を御覧ください。

表の最下欄に、月平均賃金額や時間当たり平均賃金額とともに特性値の金額が表示されています。

各特性値にはそれぞれ色付けをしております。各列の該当する位置に同じ色付けをしております。また、3 ページ表の下から 18 番目の愛媛県最低賃金額のところを参考として見ていただけたらと思います。

853 円の一つ上の段 852 円の欄までが最低賃金「未満労働者数」と「割合」となっており、先ほども説明しましたとおり、全体で 1.5%となっております。

これは例年も説明していますが、月額者で、1 年の総労働時間を 12 か月で割って算出される「1 か月の平均所定労働時間」で計算した場合、853 円を上回っている労働者も含まれております。この基礎調査は、6 月分の単月の労働日数で計算した金額での結果となっておりますので、本来の 12 か月計算方法では最低賃金を上回っていても、単月の基礎調査結果では未満の方に含まれてしまうことになります。

その他、愛媛労働局長から「最低賃金減額特例許可」を受けて、最低賃金未満で支払われている労働者も含まれております。

その以外の最低賃金未満で支払っている理由としては、「最低賃金額を間違えて認識していた」とか、「月額者で最低賃金額との比較の際に除外すべき賃金を除外せずに計算していた」とか、「予算の関係」とか、「会社の売上の関係」とか、「労働者の能力に応じた賃金と考えていた」などがありました。

第 1・20 分位数（水色）に注目してみますと、3 ページの性別では女性が最低賃金に張り付いております。

ここから 3 枚めくって 6 ページには年齢別総括表の第 1・20 分位数が確認できますが、20 歳～59 歳以外の年齢層で最低賃金に張り付いているのが分かります。

最後の 9 ページに最低賃金基礎調査の結果をもとに作成した「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」を添付しております。

この表では、総括表と異なり影響率が小数点以下 2 桁で表示されております。

また、ここでは「未満労働者数」と表現しておりますが、引上げ額によって影響を受ける労働者数を「引上げ後時間額」に対応して表示させております。

今回、令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安では、愛媛が含まれる B ランクは 40 円となっておりますけれど、参考として 10 ページを見ていただくと、引上げ額 40 円では、時間額 893 円、4.69%の引上げ率となり、影響率は 16.92%となっております。

ます。

以上、本年の最低賃金基礎調査結果の概要となります。  
資料の説明は以上となります。

森本部長

事務局の説明について、御質問等はありませんか。

(質問等なし)

森本部長

それでは先に進めます。

先ほど事務局からの説明の内、愛媛県最低賃金と生活保護水準との関係についてですが、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)で示された考え方に基づき、最新の令和3年度のデータに基づいて比較したところ、令和3年10月1日発効の愛媛県最低賃金時間額821円は、愛媛県的生活保護水準を下回っていないということについて、例年どおり、専門部会の報告書に盛り込むこととしたいのですが、よろしいでしょうか。

(一同同意)

森本部長

それでは、専門部会の報告書に盛り込むこととさせていただきます。

議事を進めます。議事項番5「金額審議」に入ります。

ここからは、公労、公使に分かれて審議を行ってまいりたいと思います。

それでは、傍聴人の皆様には、ここで退席いただきますようよろしくお願いいたします。

(傍聴者退席)

(金額審議)

(金額審議終了後、傍聴人にも公開となることを案内し、以後公開の審議となる)

森本部長

それでは、審議を再開いたします。ただ今から審議は公開となりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、第1回目の金額審議ということで、労使それぞれから金額審議に当たって、基本的な考え方をお聞きしました。次回からは、具体的な金額提示をいただきながら審

議を進めてまいりますので、労使各委員には、御準備などよろしく願いいたします。  
議事を進めさせていただきます。議事項番6「その他」ですけれど、何かございますでしょうか。

(発言なし)

森本部長

無ければ、事務局から、連絡事項がありましたらお願いします。

賃金室長

今後の予定につきましては、次回、第2回専門部会は、8月4日(金)を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、第3回専門部会は、8月7日(月)13時30分から、予備日としまして、8月8日(火)10時30分からと、8月9日(水)13時30分、8月10日(木)10時30分からを設定しています。

具体的な開催日程につきましては、今後、調整をさせていただくこともあろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

森本部長

8月4日は何時から始まりますか。13時30分だったと思いますが。

賃金室長

8月4日は13時30分開始です。

森本部長

ほかに何かありますでしょうか。なければ、以上で、第1回専門部会を終了いたします。委員の皆様。長時間に渡りありがとうございました。